

○松本市社会教育委員会会議規則

（目的）

第1条 松本市社会教育委員設置条例（昭和40年条例第6号）第5条の規定による松本市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 会議は、議長が招集する。

2 議長及び副議長が欠けたときは、教育長が会議を招集する。

（議長及び副議長）

第3条 会議には、議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、会議を代表し、会務を掌理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

（会議）

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、4月及び10月とし、臨時会は必要の都度これを招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるものを除くほか、会議の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和40年5月29日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。